

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年7月18日 11時47分ごろ
発生場所	山口県下関市小串漁港北西方沖 小串港川棚防波堤灯台から真方位325° 3.2海里付近 （概位 北緯34° 12.2′ 東経130° 52.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート堅誠丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 堅誠丸、19トン 296-16264山口、個人所有 ディーゼル機関、船内機、出力588.4kW、昭和59年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人及び友人1人を乗せ、クルージングを終えて帰航中、船長が、機関室からの蒸気を視認し、確認したところ、主機がオーバーヒートしていることを認めて停止し、その後、運航不能と判断した。</p> <p>本船は、船長が118番に通報して救助を求め、来援した巡視艇により関門港下関区内の船溜まりにえい航された。</p> <p>機関修理会社の担当者は、本インシデント後、原因を調査したところ、‘冷却海水ポンプのゴム製インペラ’（以下「本件インペラ」という。）に破損を認め、冷却水量が不足して主機がオーバーヒートしたと判断した。</p> <p>船長は、船齢が古い本船を中古で購入して以来、主機の点検及び整備を十分に行っていなかった。</p>
分析	本船は、主機の点検及び整備が十分に行われていない状態で航行中、主機の本件インペラが破損して冷却水量が不足したことから、主機がオーバーヒートして運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機の点検及び整備が十分に行われていない状態で航行中、主機の本件インペラが破損して冷却水量が不足したため、主機がオーバーヒートして運転ができなくなったことによ

	り発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、冷却海水ポンプのインペラを定期的に点検し、必要に応じて交換すること。</li><li>・ 冷却海水ポンプのゴム製インペラの予備品を所持することが望ましい。</li><li>・ 船長は、出港前に冷却海水の排水量を確認すること。</li></ul>